

議案第 90 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 11 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項から32の項までの規定及び35の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。